

資料2 健康づくり推進協議会

一宮町健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 町民の総合的な健康づくり対策を推進するため、一宮町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、町民の総合的な健康づくりのための方策を体系的に審議し、町はその対策を策定する。

(組織)

第3条 協議会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体及び民間団体の代表者
- (3) 関係行政機関及び学校の代表者
- (4) その他町長が必要と認めた者

3 関係団体の代表又は行政機関及び学校の代表者たる委員に事故あるときは、当該団体、行政機関のうちから代理者を出席させ、その職務を行わせることができる。

4 委員は非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

一宮町健康づくり推進協議会委員

(献血推進協議会委員)

(平成27年1月20日～平成29年1月19日)

	区 分	所 属	氏 名
1	1号委員	議員代表	鵜沢 一男
2	2号委員	医師(内科)	秋場 齊
3	2号委員	医師(内・外科)	清水 茂
4	2号委員	歯科医師	町田 裕子
5	2号委員	婦人会長	渡邊 年子
6	2号委員	一宮町つくも会長	石川 恒夫
7	2号委員	体育協会長	大場 謙次郎
8	2号委員	障害者福祉会長	中村 照夫
9	3号委員	長生保健所長	井上 孝夫
10	3号委員	校長会長	近藤 宏明
11	3号委員	食生活改善会長	柳澤 伸子
12	3号委員	青少年相談員連絡協議会長	小倉 克友
13	4号委員	公 募 委 員	小関 貴美子
14	4号委員	公 募 委 員	佐伯 弥生

資料3 子どもの健康づくり連絡会議

一宮町子どもの健康づくり連絡会議要項

(目的)

第1条 本会は、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（平成17年3月作成）に基づき、子どもの健康づくりについて地域全体で取り組む必要があることから関係機関と連携を図りながら、子どもの健康づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、一宮町子どもの健康づくり連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(事業)

第3条 連絡会議は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 小児生活習慣病予防検診に関すること。
- (2) 生活指導に関わる相互の連絡協力に関すること。
- (3) 生活指導に関わる情報・資料の収集に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(組織)

第4条 連絡会議の委員は次の号で構成する。

- (1) 小中学校養護教諭・栄養士
- (2) 保育所保育士・栄養士・看護職
- (3) 保健センター保健師・栄養士
- (4) その他関係者

2 連絡会議には、必要に応じて目的を達成する為の関係者の出席を求めることが出来る。

(指導)

第5条 連絡会議は、長生健康福祉センター（長生保健所）の指導が受けられるものとする。

(会議)

第6条 会議は年1回開催する。但し、必要時には臨時に開催できる。会議開催の通知は事務局が通知する。通知先は、事務局から教育課をとおして各小中学校へ通知、各保育所は事務局から通知する。

2 会議の議長は事務局が行う。

(個人情報)

第7条 委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は保健センター内に置く。

第9条 その他必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要項は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

平成 27 年度 一宮町子どもの健康づくり連絡会議構成員

所 属		役 職	氏 名
小・中学校	一宮中学校	養護教諭	深草 千幸
		主査補（栄養士）	對馬 愛野
	一宮小学校	養護教諭	加藤 愛子
		栄養士	鳩川 真珠美
	東浪見小学校	養護教諭	幸田 陽花
		主任栄養士	酒井 陽子
保育所	一宮保育所	副所長	岡澤 利江
		主任栄養士	園岡 久美
		主任看護師	實川 綾子
	東浪見保育所	所長代理	渡辺 昭子
	原保育所	所長代理	小安 栄子
	愛光保育園	保育士	渡辺 邦子
		栄養士	今吉 樹里
保健センター	福祉健康課	主査補（保健師）	緑川 あゆみ
		主査補（栄養士）	高師 香
		主任保健師	早川 さとみ
		保健師	松山 紀子

所属		役職	氏 名
長生健康福祉センター	地域保健福祉課	副主幹（栄養士）	江波戸 智恵子
		保健師（臨時職員）	木島 三千代

資料4 用語の解説

【あ行】

◆ 悪性新生物

悪性腫瘍のことです。細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍です。がんや肉腫などがこれに入ります。

【か行】

◆ QOL

クオリティ・オブ・ライフ（英：quality of life、QOL）とは、一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念です。

◆ 休肝日

休肝日とは日常的に酒を飲んでいる者が、自身の健康促進を目的として設ける酒を全く飲まない日のことです。休肝日を設けることにより、アルコールを分解する肝臓の負担を軽くすることができます。

◆ KDB

国保データベース（KDB）システムは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されました。

◆ 健康寿命

WHOが2000年に公表した言葉で、日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる生存期間の長さのことです。

◆ 健康増進法

「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに推進するため、医療制度改革の一環として平成14年に公布されました。趣旨は「健康の増進は国民一人ひとりの主体的努力によってなされるべきであり、国、地方、公共団体、企業などはその取り組みの努力の支援する。そのために関係者は推進と連携を図り、協力していく。」というものです。

◆ 健康日本21（第二次）

平成12年に出された「21世紀における国民健康づくり運動」で第二次は平成25年度から10年間の計画です。目的は「21世紀のわが国を全ての国民が健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康を増進し、病気の発症を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進することにより、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図っていくこと」としています。

- ◆ 合計特殊出生率
合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。
- ◆ 高齢化率
65 歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合。

【さ行】

- ◆ 脂質異常症
脂質異常症とは、血液中にふくまれるコレステロールや中性脂肪（トリグリセライド）などの脂質が、一定の基準よりも多い状態のことをいいます。以前は、高脂血症ともいわれていました。血液中に余分な脂質が多くなると、動脈硬化を起こしやすくなり、心筋梗塞や脳卒中などのリスクが高くなります。
- ◆ 食育基本法
平成 17 年に制定されました。目的は国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することにあります。食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。
 - ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
 - ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ◆ 人工透析
医療行為のひとつで、腎臓の機能を人工的に代替することです。正式には血液透析療法と言います。
- ◆ 心疾患
心臓に起こる病気の総称で、心疾患の大部分を占めているのが「虚血性心疾患」です。虚血性心疾患とは、心臓の筋肉（心筋という）へ血液を送る冠動脈の血流が悪くなって、心筋が酸素不足・栄養不足に陥るものをいい、狭心症、心筋梗塞があります。
- ◆ 腎不全
腎臓の働きの低下 腎臓の正常の働きが 60%以上失われた状態を腎不全といいます。主な原因として慢性糸球体腎炎や糖尿病性腎症があります。人工透析治療の原因疾患としては、糖尿病性腎症が多く占めるようになってきています。
- ◆ 生活習慣病
「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義されています。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前、成人病と呼ばれていた主に中年期以降に発症する疾患群です。

【た行】

◆ 中性脂肪

中性脂肪は別名トリグリセライドとも呼ばれます。体の中に存在する脂肪を総称して「体脂肪」といいますが、体脂肪のほとんどは中性脂肪です。中性脂肪は活動のエネルギー源として脂肪細胞の中に蓄えられますが、たまり過ぎるといわゆる肥満やメタボリックシンドロームの状態になり、生活習慣病にかかる可能性も高くなります。

◆ 低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指します。一般に高齢になると、咀嚼、嚥下力の低下、唾液分泌の減少などにより食事量が減ったり、食事に偏りが生じやすくなります。低栄養状態におちいると生活活動度が低下し、体重減少(やせ)や骨格筋の筋肉量や筋力の低下、体脂肪の低下、感染を起こしやすくなる、そして血液中のタンパクが低下する低アルブミン血症などが認められます。近年、このように高齢者ではタンパク質・エネルギー低栄養状態が大きな問題となっています。

◆ 統合失調症

幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け(生活の障害)、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい(病識の障害)、という特徴を併せもっています。

◆ 特定健診

生活習慣病予防のために平成20年度から市町村の国民健康保険や健保組合などが実施しています。心筋梗塞(こうそく)や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれています。

【な行】

◆ 脳血管疾患

脳動脈に異常が起きることが原因でおこる病気の総称です。脳血管疾患にはいろいろな種類がありますが、最もよく知られているのが脳卒中です。

脳卒中は、脳の血管が狭窄(きょうさく)・閉塞することにより生じる脳梗塞や一過性脳虚血発作(TIA)などの虚血性脳卒中と、脳の血管が破れて生じる脳(内)出血やクモ膜下出血などの出血性脳卒中に分けられます。

【は行】

◆ フッ化物

フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化物ナトリウムやリン酸酸性フッ化ナトリウムで、応用方法としては、フッ化物洗口(低濃度のフッ化物ナトリウム溶液を用いてブクブクうがいをする)、フッ化物歯面塗布(フッ化物を含む薬剤を直接塗る方法)、フッ化物配合歯磨き剤の使用があります。

◆ 平均寿命

0歳の平均余命。平均余命とはある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のことです。

◆ ヘモグロビン A1c

高血糖状態が長期間続くと、血管内の余分なブドウ糖は体内の蛋白と結合します。この際、赤血球の蛋白であるヘモグロビンとブドウ糖が結合したものがグリコヘモグロビンです。このグリコヘモグロビンには何種類もあり、糖尿病と密接な関係を有するものが、HbA1c（ヘモグロビン・エイワンシー）です。

【ま行】

◆ 慢性閉塞性肺疾患

従来、慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称です。タバコ煙を主とする有害物質を長期に吸入することで生じた肺の炎症性疾患であり、喫煙習慣を背景に中高年に発症する生活習慣病といえます。

【や行】

◆ 要介護

介護保険法に基づき介護サービスを受ける際の分類のひとつで、常時介護が必要と認定されることです。最も多くの介護を必要とする5から1までの5段階に分けられます。

◆ 要支援

介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類のひとつで、日常生活の能力はあり、間接介助と機能訓練程度を必要とする認定区分です。

【ら行】

◆ 65歳平均自立期間

65歳からどれくらいの期間、自立して過ごせるかを示しています。

◆ ロコモティブシンドローム

運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態を「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）」といいます。進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。ロコモは筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいいます。進行すると日常生活にも支障が生じてきます。2007年、日本整形外科学会は人類が経験したことのない超高齢社会・日本の未来を見据え、このロコモという概念を提唱しました。

一宮町健康増進計画・食育推進計画

平成28年3月発行

発行 一宮町

編集 一宮町福祉健康課健康グループ

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2461 番地

電話 0475-40-1055 (一宮町保健センター)

